

障がい者への求人が増えています。

毎年、障がい者の法定雇用率が引き上げられており、津軽地域でも障がい者への求人は増えています。

民間企業の場合	2024年4月～	2026年7月～
法定雇用率	2.5%	2.7%
従業員数	40.0人以上	37.5人以上

この表のパーセンテージが上がっていることに目が行きますが、障がい者雇用の義務化が小さな事業所まで拡大されてきていることが分かります。0.2%ずつのアップは小さいように感じますが、2026年月からは、社員が37.5人以上いれば1人以上雇用することが求められます。違反すると罰金や納付金を納めなければいけない場合もあります。

このところの人手不足もあり、特別支援学校を卒業する生徒達にとっては、自分で稼ぎ自分らしく生活するためのハードルが下がっている（追い風が吹いている）と言えます。ただ、県内の求人数は追い風ですが正社員の求人はほとんど無く、パートがほぼ全てという状況ではありません。



【従業員数のカウント方法（参考）】

参考までに「知的障がい」のある人たちをパート雇用する場合、下表のようにカウントし雇用率を算出しています。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
従業員数のカウント方法	1人雇用 → 1人	1人雇用 → 0.5人	1人雇用 → 0人
重度と判定された場合は	1人雇用 → 2人	1人雇用 → 1人	1人雇用 → 0.5人

上表の“重度”は、青森市にある障害者職業センターから「重度知的障がい者」と判定された場合に適用されます。愛護手帳のAやB判定とは別の判断基準によります（障害基礎年金も愛護手帳の有無とは別の判断になります）。

令和6年度 津軽地域障害者就職面接会（既卒者対象）

10月23日、アートホテル弘前シティ3階にて「令和6年度津軽地域障害者就職面接会」が行われました。

会には21の企業が参加し、面接を希望する方が多数集まりました。面接会では企業の求人数1名が大半ですが、2～3名の求人を出している企業もありました。現在、障がい者雇用への追い風は吹いていますが、“誰でもオーケー”というわけではありません。写真のとおり多数の方が応募していますが、採用となるのは数名程度とのことです。

数年前までは進路担当から本人の状況を聞いただけで門前払いということもありました。最近は「とりあえず本人と会ってみたい」「（実習）時の状況を見て判断します」とった前向きなお話をいただける企業が増えているように感じています。発達障害等のある生徒が在籍する高校の進路担当者も同様の感触を得ていると話していました。



本校高等部から就労移行支援事業所に進んだ卒業生に会いました。卒業後も就職に向けたトレーニングを続け、希望する企業の面接に挑んでいました。本校高等部 → 障がい者職業訓練校 → 企業 という卒業生も毎年います。卒業後の進路は一生固定ではなく、本人の成長や変化に応じて、変わっていくものだと考えましょう。

どんな求人があるのでしょうか？

下表は、求人例と補足説明です。これらは今回の面接会の情報ではなく、普段出ている求人情報も参考に、数社の条件を整理して掲載してみました。数年前までは4時間勤務という雇用が多かったのですが、最近は、6～7時間勤務といった求人が増えています。

4～5時間勤務するなら会社でもA型事業所でも変わりないように思いますが、A型では、各種保険への加入が無く、通勤手当も支給されません。逆に、会社ではA型のように支援担当の職員が常時いることはほとんどありません。

本人の希望や適性、体力、更には通勤等の自立度がどれくらいなのか、自宅からなのかグループホーム利用なのか等々、複合的・総合的に考えながら進路先を決めていくことが、仕事を長く続けていくためには大切です。

求人内容（障害者求人のイメージ）		補足説明
スーパ－	仕事内容：パック作業、仕分け、品出し陳列等 雇用形態：パート（9:00～17:00 内で4時間以上） 就業場所：弘前市、黒石市、平川市等の各店舗 休日：週休2日制（シフト） 賃金：時給1,021円～ 就業時間：4～7時間 *残業月5時間程度あり	⇒ 他のパートさんと一緒に働く。ほとんどが女性。 挨拶、返事、同僚の名前を覚えられるとグッド！ ⇒ 自宅から交通機関または自家用車で通勤する。 ⇒ 休みは土日固定でなくシフトで週2回。 ⇒ 給料が高いと求められるレベルも上がります。 ⇒ 労災保険。雇用条件の確認は必要です。
事務補助	仕事内容：書類整理、郵便の仕分・配付、清掃、除雪等 雇用形態：パート（例 9:00～16:00 6時間） 就業場所：弘前市、平川市等 休日：週休二日 賃金：時給960～1,000円 就業時間：1日6時間×5日	⇒ ワード、エクセル（関数・数値）の操作必要。 ⇒ 昼休みを挟んで仕事することになります。 ⇒ 業種にかかわらず、同じような求人はあります。 ⇒ 土日固定でなくシフトの場合が多いです。 ⇒ 最低賃金が年々上がっています。 ⇒ 雇用、労災、健康、厚生年金
ホテル・老人ホーム	仕事内容：清掃、ベットのメイク、食事補助等 雇用形態：パート（例 6:50～16:20 内の7時間） 就業場所：近隣地区のホテル、老人ホーム、病院等 休日：シフト対応 賃金：時給953～1,122円 就業時間：1日6時間×5日	⇒ 慣れると一人で作業することもあります。 ⇒ 5時間までは休憩なしで働くことになります。 ⇒ 6時間を超えると60分の休憩があります。 ⇒ シフトだと休みの日、曜日が月毎に決まる。 ⇒ 本人の経験等により変わります。 ⇒ 雇用、労災
食堂・給食	仕事内容：調理、盛り付け、洗浄等 雇用形態：パート（5:00～19:45 内で設定） 就業場所：弘前市、平川市等の老人施設、病院内 休日：週休2日制（シフト） 賃金：時給953円 就業時間：時間内で6時間以上	⇒ 各施設、病院等の厨房で働きます。100食前後の食事に対応するイメージ。 ⇒ 慣れると労働時間が増えていくこともあります。 ⇒ 月ごとに休みが変わります。 ⇒ 立ち仕事。調理ですから衛生面や身だしなみも。 ⇒ 雇用、労災、健康、厚生年金



障害者差別解消法（合理的配慮）により、多くの企業では様々な配慮やサポートをしてくれるようになってきました。例えば、写真や絵を加えた業務マニュアルを準備する、手順ビデオを準備する、慣れるまで支援者を付ける。入社後の業務量（勤務時間）を徐々に増やす、指示は明確に1つずつ、急な変更は避ける、立ち位置等を床にマーキングする、定期的な声かけ、面談の実施 等です。

人員不足や転職が簡単な世の中になったこともあり、障がいのある無しにかかわらず、合理的配慮や個別の支援を受けながら働くことができるようになってきたと言えます。ただ、求人を1つ1つ見てみると、求められているレベルが高かったり、自家用車が無いと通勤できなかったりといったこともあり、希望する職種への就職をあきらめざるを得ないことも少なくありません。実際に働くと人間関係や勤務時間等、さらに厳しく感じる部分も多いでしょう。

結局、本人の進路選択の幅を広げられるように、また、自立できる範囲やレベルを広げられるように、挨拶や返事、受け答え、敬語などのコミュニケーション力を高め、三食食べ、生活リズムを整え、体力をつけ、休日はしっかり楽しむ等といった働くための基盤を整え、積み重ねていくしかありません。



周りの人に頼る（頼れる）のは、もちろん大切です。困ったときに自分から助けを求めたり、その時の気持ちを伝えたりできることは、誰にとっても大切な力となります。ただ、幼児期からずっと周りの大人に依存しっぱなしになることとは違います。何でもかんでも、自分で考えずに依存するのではなく、自分でやってみて、考えてみて、必要なときに頼ることができる大人に育つようなサポートを意識していきたいものです。毎回のようには書いていますので耳にタコですね・・・“身の回りのできること”、“大人がいなくてもできること”、“いつでも当たり前前にできること”“一人で行動できる範囲が広がること”等、何か1つ家庭での取り組みを増やし、積み重ねていきましょう！

